

## 地租改正

## 明

治新政府の財源の多くは農民の納める米に頼っていた。この租税は地方により税率が異なり、さらに天候により収穫に多少の差があり政府の収入は不安定であった。そのため土地の所有者に地券（所有者の名前・面積・地価・地租額を記入した証書）を交付して土地の所有権をみとめ、地権者から安定した税収を確保するために、明治六年（一八七三）から地租改正を行った。



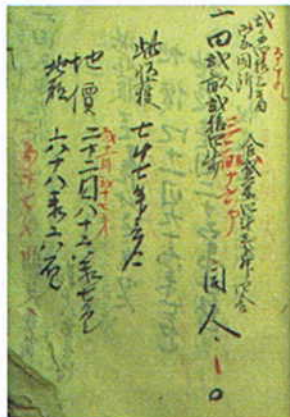
その骨子は次のとおりであった。

- 一、年貢は土地の収穫を基準として、田租は米納、畑租は現物納または代金納であったが、新地租は、土地の価格を政府が決定し、その地価を基準として田畑租とも金納とする。
- 二、地租の税率は地価の百分の三とし、

地租の三分の一以内を村入費として付加する。年の豊作凶作によって税金の増減はしない。

三、年貢は村単位の石高に応じて掛け、村内の滞納者の分も村全体の連帯で納めたが、地租は土地所有者個人から取るので、個人が納税できなくても、村は連帯責任を負わされない。

地租改正によって政府の財政収入は安定したが、これまでより収入減にならないように地価を高めに定めたので、農民の負担は重くなった。また金納するための米を商人に買ったたかたり、村人が共同で利用していた入会地は官有地とされたり、生活に苦しむ農民の不満がしだいに高まった。各地で地租改正反対の一揆がおこり、政府は一八七七年に地租を地価の三％から二・五％に引き下げた。



## 土地原簿の地価と地租

## 地

租改正は全ての土地に対してその「持ち主」を確定し、農家達に土地の所有を認める事がその内容であった筈である。しかし、実際に政府が地租改正を行なおうとした理由は

「税金の金納」に他ならない。

司馬遼太郎氏の「飛ぶが如く」において、「農民にとつて強制的に押し付けられた重税であり、地租改正は本来であれば納税せねばならない職人や商人・役人からは税をとらず、その分をすべて農民に負わせようとしたものであった」といつている。

## 地

租改正は土地所有者個人の納税としたので、村全体の納税義務が無くなったが、村全体の連帯性が崩壊し村内の格差を拡大することになった。つまり地券交付は、一地両主（小作人が土地を永代小作していた地主の土地）の土地所有が、地一主の地主所有権に変更されたことになる。これは小作農民のもっていた慣行永代小作権を否定することになる。その意味で地租改正は慣行の耕作者である小作人とよばれていた人々の小作権を無視し、地主だけに手厚い保護となった片手落ちの政策であった。例えば一定の納税者に選挙権を与えるなど支配者に都合のよいものとなった。

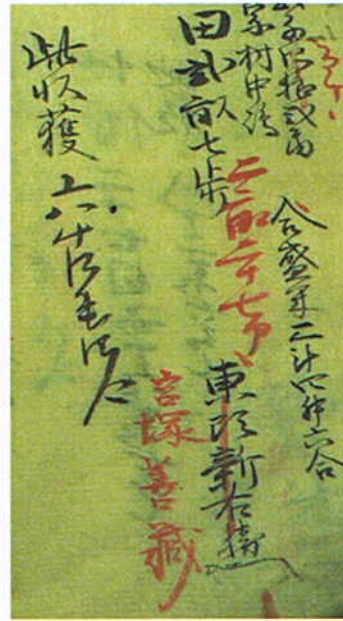
## 合盛米・帽子米

## 小

耕作権とは、大概は地主に払う耕作料の減額や地主が小作人の耕作権を無視して土地を取り上げよう



とする事をめぐる争議である。全国的には第一次大戦後の大正七年ごろから小作争議が増え始めたといわれる。県内も大正六年に二件、七年に二件、八年なし、十年に四件、十一年に二件、十二年に十三件、十三年に八件、十四年に二三件、十五年に十五件となっている。



合盛米二斗四升六合とある

## 石

川や福井よりは少ないのは藩政時代はその理由がある。加賀藩は農民に米を上納させるとき、「合盛米」という制度をとっており、一筆ごとに田地の収穫高に応じて、藩への上納米と村の肝煎（名主または世話役）の利分米の割合を決めていた。上納米と利分米を合わせたものが合盛米である。明治になって合盛米が小作料に変わったのであるが他県よりは低額であったが、地主のなかに合盛米の高をこえる小作料を取る地主があらわれた。合盛米を超過した小作料を帽子米と

いった。また「ざる代」とか「株代」という小作権が認められている地方が多かった。

富山県は農家の水田面積は一町二反で全国の上位を占め、一反あたりの収穫高も明治大正は全国でも最高であった。土地台帳にある耕地割の面積も藩政時代の田地割をそのまま記載していたところが多かった。江戸時代全国の一反三百歩が大半なのに加賀藩は一反を三百二十歩と緩やかなところがあり、農民は他藩よりは余裕があった。さらに明治になって藩政時代の旧尺による一間を新尺に換算すると六尺三寸となり、実質一反が三百六十歩になり、縄延（竿延）べの大きいところでは一反が四百歩にもなり、一反あたり六十歩のゆとりは大きく他国より豊かであった。それらの旧尺は昭和四十年代の基盤整備になってもその田地割が残っていたので、名目と実質に大きな差があるのであった。

### 慣行小作権

## 思

想的にも明治に地主制度が確立されたとしても、藩政時代からの地割制度や合盛米制度の考えを受け継いできた小作農は「地主はその部落の田地を管理し、農民の世話をするものであ

る」という考えや、「農民はその田地に永久に耕作権をもっている」という考え方を強くもっていた。それゆえに地主に承諾を得ることなく耕作権（株、小作権）を売買していた。地主も「小作料さえ完納されれば小作人が替わっても」構わないと思っていた。

これらの耕作権は、登記簿に登記されるものではなかったが、礪波地方では実質的な物権として同等の社会的な認知を受け、権利としてとして確立していたので、「慣行小作権」と呼ばれていた。大正十年の礪波では地価一反六百円に対して、小作権が七百元と地価を上回る所もあったという。

## 礪

波地方は、加賀藩の田地割の制度により、二十毎にくじで割替えていたが、散村地帯では家から離れた当たり地と家の周囲の土地とを交換（卸受け）し、家の周りの田を耕作することが慣行化していた。各農家は家の周りの田は、誰であっても苗代などの特別な田は田地割から除くという引地（引地・引畠）が多くあったこともあり、家の周辺を耕作するものだという考え方が定着していた事が、「慣行小作権」の成立の基盤となったといわれている。